

株主が取得した株式を年内に譲渡等をした場合 (株式取得時の優遇措置の適用対象外となる)

目次

1. 株式取得時の優遇措置を受けるための要件
2. 株式売却時の優遇措置を受けるための要件
3. 株式異動状況明細書の作成と交付

1. 株式取得時の優遇措置を受けるための要件

株式取得時の優遇措置を受けるためには、株主が投資した株式を同じ年の 12 月 31 日時点においても保有している必要があります。

したがって、12 月 31 日までに取得した株式を譲渡や贈与してしまいますと、株式取得時の優遇措置を受けることができなくなります。

なお、株式を取得した「翌年以降」に当該株式を譲渡や贈与をしても、受けた優遇措置に影響はありません。

2. 株式売却時の優遇措置を受けるための要件

株式売却時の優遇措置には株式の保有期間の制限はありませんので、株式を取得した同じ年の 12 月 31 日までに当該株式を売却した場合でも売却時の優遇措置を受けることは可能です。

3. 株式異動状況明細書の作成と交付

株主が取得した株式を同一年の 12 月 31 日において保有しているか、もしくは譲渡や贈与したのかを明らかにする書類が「株式異動状況明細書」です。

株主は株式の異動があった場合、その異動状況を企業に報告し、企業はこれを受けて「株式異動状況明細書」を作成して株主に交付します。

株主は「株式異動状況明細書」を税務署に提出し、株式取得時の優遇措置を受けるのか、もしくは株式売却時の優遇措置を受けるのかを税務署に明らかにします。